

専門部会審議経過本審報告書（部会長）

1 はじめに

令和6年度の鹿児島県最低賃金額改定の審議については、本年7月5日に鹿児島地方最低賃金審議会に対して諮問がなされ、当専門部会を設置して、合計4回にわたり調査審議を行った結果、最低賃金額の改定について真摯な議論が展開され、十分な審議を尽くした。

2 審議経過

- (1) 第1回専門部会を7月22日に、第2回専門部会を8月1日に、第3回専門部会を8月5日に、第4回専門部会を8月9日に開催した。
- (2) 第1回専門部会においては、本年度も三者構成による審議は公開とすることが決定された後に、意見陳述の機会の付与について審議した結果、意見陳述を概ね15分以内で行うことが決定され、鹿児島県労働組合総連合及び日本民主青年同盟鹿児島県委員会より意見陳述が行われた。

続いて、労使各側から今年度の最低賃金改正にあたっての基本的な考え方が次のとおり表明された。

労働者側委員からは、主に、

- ① 鹿児島県において早期に1,000円に到達しなければならない。
- ② 地域別最低賃金の地域ごとの金額差が積み重なり、隣県や都市部への働き手流出の一因となっていることから、地域間の「額差」縮小をめざす。
- ③ 昨年の目安はランクごとに1円ずつの差をつけたが、地方審議では、Cランクの引上げ額・率が、A・Bランクを上回った。中賃において議論し配慮した各ランクの引上げ可能性とは異なる展開となったこの実績を重く受け止めるべきである。
- ④ 「労働者の生活保障」の観点からは、絶対水準でも平均賃金対比の比率でも先進国に比べると低く、大幅な改正が必要である。
- ⑤ 労働力不足が深刻化する中で、賃上げしなければ人材が確保できなくなり、事業運営の継続があやうくなっていくという状況下で最低賃金の引上げは不可欠である。
- ⑥ 日本経済の自律的成長に向けては「人への投資」が不可欠であり、その重要な要素たる最低賃金の引上げが必要である。そしてその水準は、生存権を確保した上で労働の対価としてふさわしいナショナルミニマム水準とすべきである。
- ⑦ 足元の最低賃金近傍で働く労働者の生活をみても、昨年以上に苦しくなっている。世帯年収の低い層ほど1年前と比較した現在の暮らし向きが悪化していると評価している。

また、いずれの年収階層でも半数以上の世帯が何らかの支出を切り詰めているが、世帯年収の低い層ほどその傾向が顕著である。

- ⑧ 物価高が続くなかで、労働者の生活は厳しさを増しており、とりわけ最低賃金近傍で働く仲間の暮らしは極めて苦しい。今年の最低賃金引上げへの期待感はかつてなく高いと感じている。こうした状況だからこそ、社会に向けて「私の賃金も上がる」という明確なメッセージを発信すべきである。

との主張がなされた。

使用者側委員からは、主に、

- ① 鹿児島県の最低賃金は、コロナ禍の時期も含め、この3年間で104円引上げられ、影響率はおよそ20%に達し、最低賃金の引上げを負担と感じる企業も増えている。
- ② 全体とすれば、景気は改善傾向にあること、物価高が続いており生活者の負担も増えていることなどを考慮すれば、「成長と分配の好循環の実現」に向けて最低賃金を引上げることの必要性は理解しており、引上げられる企業は積極的に対応すべきだと考える。
- ③ 近年の引上げペースは速すぎる上に、「原材料高」、「人手不足」などで体力が疲弊し、賃上げの余力が乏しい企業も多々出てきている。
- ④ 最低賃金は、法が定める三要素「労働者の生計費」「労働者の賃金」「通常の事業の支払い能力」に基づき、決定されるものであるが、使用者側とすれば、特に企業の支払い能力にしっかりと焦点を当てるべきであり、「賃金改定状況調査」の「第4表」を重視するとの基本的な考えに変わりはない。
- ⑤ 持続的に賃上げができる環境整備を一層進める必要がある。
- ⑥ 発効日については、10月にとられることなく、地域の実情を勘案した審議を尽くすべきである。
- ⑦ 事業者は、雇用の維持・確保という社会的責任も負っており、引上げ額は、他県の動向も勘案しながら、鹿児島の経済状況にマッチした水準で決定すべきである。

との主張がなされた。

- (3) 第2回専門部会においては、前回に引き続き、鹿児島県最低賃金の金額改正の審議を行った。

労働者代表委員から、資料等などが示されて、

- ① 人手不足、人材流出、賃金の地域格差、昨年度の最低賃金審議結果、消費者物価、生活保護、雇用情勢、経済状況、離島の状況等について、それぞれの数字を示した上で詳細に状況が示された。

- ② その上で、①特に物価高、生計費を重視、②最低賃金近傍で働く未組織労働者にも賃上げの流れを波及させ地域間格差の是正を図る、③誰もが時給 1,000 円の早期達成などを総合的に勘案し、63 円引き上げ 960 円とすることを求める。

として、具体的な金額が提示された。

使用者代表委員からは、資料等などが示されて、

- ① 最低賃金の引上げには反対ではないが、持続的に引き上げていきたいという考えが基本である。今回の 50 円という目安額はあまりにも大きすぎるのではないかと考えている。
 - ② 小規模事業者で非常に経営力の厳しいところはもちろん、中堅企業の中でも特に労働集約型の企業では多くの社員を抱えており、非常に影響が大きい。
 - ③ パートやアルバイト労働者においては、最低賃金近傍で働く方も多いが、このような方々の賃金が一挙に上がると、非常に労働者数も多くインパクトはあるものの、今度は「いわゆる年収の壁問題」で労働時間が減ってしまい、新たに人を雇わなくてはならず、非常に負担が重くなるといった声もある。
 - ④ 示された目安額が、歩み寄りをできる範囲を超えた水準になっていると思っている。
 - ⑤ 今日の段階では、数字をお示しすることができない。
- として、具体的な金額は提示されなかった。

- (4) 第 3 回専門部会においては、前回に引き続き、鹿児島県最低賃金の金額改正の審議を行った。

労働者代表委員から、資料等などが示されて、あらためて賃金引上げの必要性についての意見が述べられ、前回提示額の 63 円を堅持する旨が示された。

使用者代表委員からは、これまでどおり賃金改定状況調査結果第 4 表を重視することには変わりはないが、更に日商の中小企業の賃金改定に関する調査のパート・アルバイト（時給）における集計値 3.88%も勘案し、35 円引き上げて 932 円の内額提示がなされた。

- (5) 第 4 回専門部会においては、前回に引き続き、鹿児島県最低賃金の金額改正の審議を行った。

労働者側委員からは、前回提示額の 63 円を堅持する旨が示された。

使用者側委員からは、前回提示額から 10 円引き上げた 45 円引上げて 942 円とする新たな金額提示がなされた。

- (6) これまで 4 回に亘って、意見の一致に向けた審議を重ねてきたが、労使各

側とも物価高による賃金引上げの必要性は理解しつつも、労使に共通する物価上昇、景況感、通常の事業の支払能力等に対する考え方に開きがあり金額の一致に至らなかったため、公益委員見解を示して、これに対して採決を行い、その結果をもって当専門部会の結論とすることに至った。

3 結論

第4回専門部会において、これまでの審議内容を総合的に勘案して「現行最低賃金 897 円を 56 円引き上げて、令和6年度の最低賃金を 953 円としたい。」との公益委員見解を別添のとおり示して、採決した結果、賛成 5 名（公益委員 2 名、労働側委員 3 名、使用者側委員 0 名）、反対 3 名（公益委員 0 名、労働側委員 0 名、使用者側委員 3 名）となり、賛成多数により鹿児島県最低賃金を 953 円に改定することを、当専門部会の結論とすることに至った。

以上、ここに報告する。

公益委員の見解

令和6年度鹿児島県最低賃金の改正審議において、平場での協議及び公労・公使間の個別協議を重ねてきたが、双方の提示額に隔たりがあり、これ以上の歩み寄りには期待できない状況に至った。

そこで、鹿児島県最低賃金専門部会において採決をするに当たり、公益委員の見解を、以下のとおり示すこととする。

- 1 中央最低賃金審議会の目安小委員会の公益委員見解では、「地方最低賃金審議会における自主性発揮が確保できるよう整備充実や取捨選択を行った資料を基にするとともに、『新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画 2024 改訂版』及び『経済財政運営と改革の基本方針 2024』に配意し、最低賃金法第9条第2項の3要素を考慮した審議を行ってきた。」「目安は、地方最低賃金審議会が審議を進めるに当たって、全国的なバランスを配慮するという観点から参考にされるべきものであり、地方最低賃金審議会の審議決定を拘束するものではないが、目安を十分に参酌しながら、地方最低賃金審議会において、地域別最低賃金の審議に際し、地域の経済・雇用の実態をデータに基づいて見極めつつ、自主性を発揮することを期待する。」とされているところであり、この公益委員見解の目安額に十分配意しつつ、これまで審議を進めてきた。
- 2 最低賃金については、3要素を考慮し、三者構成原則を踏まえ審議を行うこととされており、各種経済指標から県内の経済が回復基調にあることから一定の引上げを行う必要性については三者とも共通認識であるものの、その引上げにおいて重視すべき要素は、労働者側が労働者の生計費であるとの見解である一方、使用者側は通常の事業の賃金支払能力であるとの見解であり、提示額の隔たりが生じるに至った。
- 3 一方で、中央最低賃金審議会の目安小委員会において今年度の目安額は、最低賃金が消費者物価を一定程度上回る水準である必要があることや、賃金上昇率が増加傾向にあること、地域間格差の是正を引き続き図ること等を特に考慮して検討されており、地方最低賃金審議会においてもその点について配意する必要があった。
- 4 今年度の目安額は、3要素のうち労働者の生計費を重視したものであり、特に消費者物価については、「持家の帰属家賃を除く総合」に加え、「頻繁に購入」する生活必需品を含む支出項目に係る物価上昇も勘案していることから、当専門部会においてもこれに準じて鹿児島県における生活必需品に係る物価上昇率を推計し検証したところ、示された目安額 50 円は鹿児島県の物価水準において一定程度妥当であると判断した。

- 5 地域間格差について、今年度示された目安額はA～Cランクすべて同額の50円であり、目安どおりの改定となった場合、最高額（東京都）に対する鹿児島県における額の比率は前年に比べて大きくなり格差の是正が一定図られるものの、地方にとってはこうした比率による格差是正のみならず、金額差による格差是正が重要であり、上述の物価上昇率の状況等3要素を勘案しつつ、可能な限り金額差の縮小を図るべきであるとの観点から、目安額に6円上乘せすることが妥当であると判断した。
- 6 これらのことを総合的に勘案して、公益見解としては、56円引上げて、令和6年度の最低賃金を953円としたい。
- 7 一方で、引上げ額が過去最高となり、3年で100円を大きく超えることとなることから、原材料費等の高騰に対し価格転嫁が進んでいない状況もあるなど厳しい業況の企業に配慮しつつ、政府等に対し、生産性向上等に取り組む中小企業への支援強化等を強く求めることとしたい。